

結婚

に関するおもな手続き

※各種資格確認書・受給者証・認定証等は、**後日郵送**で送付となる場合があります。

下記にあてはまる方は世帯にいますか? あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
住所が変わる方	住所変更 (転入・転出・転居)	※転入・転出・転居のチェックシートも確認してください!	本庁舎1階 市民課		
同居中で、今まで生計が別になっていた方 (住民票上、別世帯になっていた方)	世帯合併 または世帯変更				
姓が変わった方で、マイナンバーカードをお持ちの方	氏名変更	マイナンバーカード			
姓が変わった方で、旧姓の印鑑で印鑑登録している方	手続きは不要です。 (自動的に登録廃止になります。)				
お子さんの戸籍についてのご相談	入籍届、養子縁組届など	※受付窓口でご相談ください			

保険年金

国民健康保険に加入中で、姓など資格確認書または資格情報のお知らせの記載に変更がある方	新しい資格確認書 または 資格情報のお知らせの交付	変更前の資格確認書 または 資格情報のお知らせ	本庁舎1階 市民課	
国民健康保険から、配偶者の勤務先の健康保険の扶養に入る方	国民健康保険の資格喪失	・勤務先の資格確認書 または 資格情報のお知らせ等 (社会保険の加入日がわかるもの) ・国民健康保険の資格確認書 または 資格情報のお知らせ	本庁舎1階 保険年金課	
最近退職した方				
→配偶者の勤務先の健康保険の扶養に入る方	鎌ヶ谷市役所での手続きはありません。			
→国民健康保険及び国民年金に加入する方	国民健康保険の加入 ※資格喪失日より14日以内 国民年金の加入 (20歳から60歳未満) ※資格喪失日より14日以内	勤務先の健康保険の資格喪失証明書		
姓が変わった方、または世帯構成に変更がある方で、各種認定証をお持ちの方	各種認定証の変更 ※勤務先の健康保険に加入の方は勤務先へお問い合わせください。	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証など	本庁舎1階 保険年金課	
年金を受給している方	年金証書の氏名変更など ※共済年金の方は共済組合へ届出			

こども

小学生・中学生のお子さんがいる方 【9月から3月の間】 次年度入学のお子さんがいる方 (年長・小学6年生)	住所・氏名変更など	※受付窓口でご相談ください。	本庁舎5階 学務保健室	
児童手当を受給していて、受給者が変わった方 (0歳～高校生年代)	児童手当の受給者変更 ※新たに申請する方が公務員の場合は、勤務先に申請してください。	・請求者の通帳 ・請求者の健康保険の資格確認書 または資格情報のお知らせ ※必要なものがそろっていないなくても窓口へお立ち寄りください。		
子ども医療費助成受給券をお持ちの方 (0歳～高校生年代)	子ども医療費助成受給券の変更	※受付窓口でご相談ください。	総合福祉保健センター2階 こども支援課	
放課後児童クラブを利用している方	住所・氏名変更など	※受付窓口でご相談ください。		
保育園・幼稚園等に入園しているお子さんがいる方	住所・氏名変更など	※受付窓口でご相談ください。	総合福祉保健センター2階 幼児保育課	
保育園の申請をしている方	住所・氏名変更など	※受付窓口でご相談ください。		
ひとり親家庭等に該当していた方	児童扶養手当の資格喪失	児童扶養手当証書	総合福祉保健センター2階 こども支援課	
	ひとり親家庭等医療費助成の資格喪失	ひとり親家庭等医療費等助成受給券		
特別児童扶養手当の受給者が変わった方	特別児童扶養手当の受給者変更	※受付窓口でご相談ください。	総合福祉保健センター2階 障がい福祉課 ※必要なものがそろっていないなくてもお立ち寄りください。	

高齢

介護保険被保険者証をお持ちの方 (65歳以上または要介護認定を受けている方)	手続きは不要です。			
---	-----------	--	--	--

障がい

姓が変わった方で障がいの手帳等をお持ちの方	各種手帳等の氏名変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳など ・自立支援医療 ・障害福祉サービス受給者証 ・通所受給者証	総合福祉保健センター2階 障がい福祉課	
重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方	重度心身障がい者医療費受給者資格の変更	・重度心身障害者医療費受給者証 ・資格確認書又は資格情報のお知らせ ※認印が必要な場合があります。		

税・料金

上下水道の使用者名義が変わった方	使用名義変更	お電話で手続きできます。	上下水道料金センター (県水お客様センター) 0570-001-245	
→井戸水の使用がある場合で、下水道使用人数が変更になる方	使用人数変更	お電話で手続きできます。		
税・料などの口座を変更する方	口座振替の変更	・預金通帳 ・通帳の届出印	本庁舎2階 収税課	

千葉県鎌ヶ谷市

やがて
故郷に
変わる街
鎌ヶ谷

〒273-0195
千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷
二丁目6番1号



鎌ヶ谷市ホームページ <https://www.city.kamagaya.chiba.jp/>

開庁時間 あさ 8時30分～夕方 5時00分
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

手続きの内容によっては、受付時間ぎりぎりに来庁された場合、
その日のうちに手続きを完了できないことがあります。
時間に余裕をもって来庁いただきますよう、ご協力お願いします。

ご結婚おめでとうございます



手続済チェックシート 結婚

第1.0版 R7.12.10

忘れずにお持ちください。

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を
証明できるもの、免許証、許可証>

1点で
本人確認
できるもの



そのほか
・パスポート
・障害者手帳
・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2点が
必要なもの

・健康保険の資格確認書
・基礎番号通知書（年金手帳）
・介護保険被保険者証
・顔写真付きの社員証、学生証など

婚姻届

《届出に必要なもの》

- 全国共通の届出用紙
- ご結婚されるお二人の署名
- 証人（成年二人）の署名

関連する手続きは内側にあります。

市役所当直に提出された場合には、本籍や住所等の確認ができないため、後日再来庁をお願いすることがあります。

できるだけ平日に窓口での審査を済ませてから提出されることをお勧めします。

代理人の方が手続きするときは

- 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
- 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
- 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。